

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所産総研ふるさとサポーターの呼称の使用に関する規程

制定 平成30年1月29日 29規程第27号  
最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における産総研ふるさとサポーターの呼称の使用について必要な事項を定め、役職員等有する地縁の活用を促進し、もって地域連携に資する機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産総研ふるさとサポーター 地縁を有する都道府県において行われるイベントに参加し、自らの有する知見を活用して地域連携に資する機会の創出を図る者に係る呼称
- 二 役職員等 研究所の役員、職員及び契約職員

(理事長の指名)

**第3条** 理事長は、役職員等のうちから、産総研ふるさとサポーターの呼称を用いることができる者（以下「呼称使用者」という。）を指名することができる。

- 2 理事長は、呼称使用者に対して、特定の都道府県（以下「担当都道府県」という。）を担当させることができる。
- 3 呼称使用者の指名に係る手続については、要領で定める。

(呼称の使用)

**第4条** 呼称使用者は、産総研ふるさとサポーターの呼称及び担当都道府県名を、当該呼称使用者が業務上使用する名刺等に表記することができる。

- 2 前項に規定する表記は、「産総研ふるさとサポーター（担当都道府県名）」とする。

(使用期間)

**第5条** 理事長は、第3条に規定する指名において、呼称使用者が呼称を用いることができる期間を指定することができる。

- 2 前項の期間は、原則として1年を超えないものとする。
- 3 理事長は、特別な事由があると認めるときは、第1項で指定した期間中であっても、呼称使用者の指名を取消し、呼称の使用を中止させることができる。

(事務)

**第6条** 産総研ふるさとサポーターの呼称の使用に関する事務は、地域部が行う。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令 04 規程第 7 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 04 規程第 53 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。